

を明記のうえ、160円切手を同封し、熊本県商工観光労働部職業能力開発課に請求すること。

- (2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員受験申請書在中」と朱書きすること。  
なお、この場合は、受付期間終了後の消印のあるものまで受理する。
- (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。  
熊本県商工観光労働部職業能力開発課  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 (内線5252)

### 熊本県公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、菊陽町、合志町及び植木町の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画下水道並びに植木都市計画下水道 熊本北部流域下水道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
鹿本郡植木町大字岩野字保立前、字堂の前、字金輪松、字西原及び字茶臼塚の全部並びに字保立、字宮迫、字福天神、字馬場、字道祖野、字塘ノ下、字壺丁畑、字鐘迫、字前田、字市場後、字市場、字上ノ原、字平松、字浄行寺、字相田、字小山、字塚園、字花立、字松山、字相田原、字狐塚、字苜折、字大迫、字亀ノ甲、字前迫、字栗尾及び字岩野山の各一部  
同町大字一木字山ノ本の全部並びに字前畑、字西畑、字叶松、字中原、字居屋敷、字森ノ本、字中尾前、字南原、字井田河原、字出口、字立野及び字正林の各一部  
同町大字山本字西原、字東原、字衿迫及び字今古閑の各一部  
同町大字舞尾字花立、字八久保谷、字石佛、字宿畑及び字前畑の全部並びに字十王、字空ノ上、字本村屋敷、字西原、字折口及び字山井川の各一部  
同町大字植木字東一丁目、字西一丁目、字東二丁目、字西二丁目、字東三丁目、字西三丁目、字東古屋敷及び字西古屋敷の全部  
同町大字広住字堀向及び字五反田の全部並びに字小道屋敷、字山後、字前田、字前畑、字立野、字水堀、字壺町、字東平、字屋敷、字経塚、字浦田、字向原、字西原、字高野、字高見、字蟹迫、字上川、字大道、字松出、字出口、字仁連塔屋敷、字大坪、字井川迫及び字石櫃の各一部  
同町大字滴水字町裏、字長浦原、字松原、字投刀塚原及び字大塚ノ元の全部並びに字十三部、字宿ノ元、字三角、字込子、字北原、字投刀塚谷、字中道、字加川原、字迫、字長浦屋敷、字山ノ坊、字杉ノ本、字野中、字古閑原、字桜井、字山ノ頭及び字二本木の各一部  
同町大字投刀塚字出口、字迫谷及び字宮ノ本の全部並びに字居屋敷、字岩ノ上、字堀ノ内、字前畑及び字南原の各一部  
同町大字鞍掛字南畑及び字牛相の各一部  
同町大字小野字居屋敷、字東ノ前、字小町前、字前田、字横枕、字鳥帽子、字野中及び字出口の各一部  
同町大字鑑田字野入、字六反、字永割、字向坂、字出口、字東原、字寒田、字町原、字柳之本、字北中尾、字桜井、字坂本、字島田及び字才又の各一部  
同町大字平野字東谷、字東原、字中原、字西中原、字西原及び字西谷の各一部  
同町大字荻迫字四ツ塚、字八反畑、字亀甲、字前畑、字荻原、字下古閑、字前田、字表畑、字居屋敷、字明神浦、字萩山及び字孤塚の各一部  
同町大字木留字嵐、字鬼塚、字孤塚及び字大下の各一部  
同町大字大和の全部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本県鹿本地域振興局土木部企画調査課、熊本市都市整備局計画部都市計画課、菊陽町都市計画課、合志町都市計画課及び植木町生活環境課
- 4 縦覧期間  
平成15年7月4日から平成15年7月18日まで

### 熊本県公告第474号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、本渡市大矢崎土地区画整理組合理事長吉永栄から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子